

滋 子 若 私 第 3 3 4 号
令和 7 年（2025）年 3 月 31 日

滋賀県所轄学校法人 理事長 様

滋賀県知事 三日月 大造
（ 公 印 省 略 ）

滋賀県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の
規定による監査の内容について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県知事を所轄庁とする学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 82 条第 3 項に規定する会計監査人設置学校法人および同法第 143 条に規定する大臣所轄学校法人等を除く。）が私立学校振興助成法第 14 条第 4 項の規定により滋賀県知事に提出する令和 7 年度以降の各年度の計算書類（私立学校法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいう。）およびその附属明細書に関する書類に添付する公認会計士または監査法人の監査報告に係る監査事項を下記のとおり指定し、令和 7 年度の監査報告から適用する。

記

1 私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の内容

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）およびその附属明細書（収益事業会計にあっては、貸借対照表および損益計算書）が作成されているかどうか。

2 適用期日

令和 7 年度の監査報告から適用し、令和 6 年度の監査報告書にかかる監査事項については、なお従前の例による。